

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 2 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	大	西	正	人
同	岩	本	優	祐
同	山	口		勤

第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

1. 市立枚方宿鍵屋資料館

(1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 特定非営利活動法人枚方文化観光協会（指定管理者）

[対象事務] 平成27年度、平成28年度における市立枚方宿鍵屋資料館の指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

(2) 随時監査

[対象部課] 社会教育部文化財課

[対象事務] 平成27年度、平成28年度における市立枚方宿鍵屋資料館の特定非営利活動法人枚方文化観光協会による指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

第2 監査の期間

平成28年11月1日から平成29年3月1日まで

第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】 < 社会教育部 文化財課 >

○指定管理者による指定管理業務の執行について

特定非営利活動法人枚方文化観光協会では、市立枚方宿鍵屋資料館の開閉館業務等を公益社団法人枚方市シルバー人材センターに依頼しているが、書面による契約手続が行われていなかった。

また、市立枚方宿鍵屋資料館管理運営業務基本仕様書では、緊急時に迅速に対応できるよう、AED等を日常的に点検するとともに、すべての従業員に操作方法を習得させることと定められているが、一部の従業員については、操作方法の研修を受講していなかった。

今後は、所管課として基本協定書等に基づく業務執行状況の実態を把握し、必要に応じ

て指定管理者への指導を行うよう要望する。

○指定管理業務のモニタリングと評価について

文化財課は、市立枚方宿鍵屋資料館の指定管理者を公募により選定する際に、指定管理料限度額を公表しているが、同限度額積算事務において、消費税の認識を誤って算定していた。

今後は、適切な積算を行うよう要望する。

また、指定管理業務のモニタリングにおいては、実際に該当があった事例に対しても、指定管理者が行うセルフモニタリング及び文化財課が行う随時・定期モニタリングとも「該当事例なし」と記載しているなど、形骸化している状況が見受けられた。

今後は、指定管理業務の適切な執行に向けて、モニタリングを徹底するよう要望する。